

高知特別支援学校北東舎トイレ改修電気設備工事

図面番号	図面名称
E-01	特記仕様書(1)
E-02	特記仕様書(2)
E-03	付近見取図・配置図兼仮設計画図
E-04	凡例・1階平面図(改修前・改修後)
E-05	2階平面図(改修前・改修後)
E-06	3階平面図(改修前・改修後)

高知市特別支援学校北東舎トイレ改修電気設備工事

特記仕様書

Ⅰ 工 事 概 要

1. 工事場所
高知市本宮町125番地

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令 別表第一	都市計画法に基づく 用途地域	備考
北東舎	RC造	4階	966.20㎡	主要用途			

3. 工事種目
北東舎

1 電灯設備 一式 3 撤去工事 一式

2 弱電設備 一式 4 発生材処理 一式

4. 関連工事等

○ 建築工事 ・ 電気設備工事 ○ 衛生設備工事 ・ 空調設備工事 ・ 植栽工事 ・ 外構工事 ・ 解体工事

・ 完成期限の（ ）日前 （ 令和 年 月 日 ）

6. 部分使用（工事請負契約書第34条第1項）

Ⅱ 設 備 工 事 仕 様

1. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2. 適用基準等

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の以下による。

※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版

※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版

※ 公共建築設備工事標準準図（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準準図（電気設備工事編）令和4年版

※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版

給水外縁工事については、高知市上下水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。

3. 「週休2日制モデル工事」の実施について

・ 対象（ ・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型 ）

本工事は、工事着手日から工事完成日までとの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする

「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領（営繕工事編）による。

（https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuyuhutsuka.html）

・ 対象外（理由： ）

項 目 特 記 事 項

一般共通事項

① 官公署その他への手続き

工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を滞滞なく行う。
手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。（1.1.3） [1.1.3]
・ 給水装置新設分損金

2 工事実績情報サービス（CORINS）への登録（請負金額500万円以上）（受注、変更、完成時）

登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。（1.1.4） [1.1.4]

③ 書類の書式等

工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。
施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。（1.1.5） [1.1.5]

④ 総合工程表

原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。（1.2.1） [1.2.1]

5 総合図

工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。（1.2.3） [1.2.3]

⑥ 施工図等の取扱い

施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。
施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。（1.2.3） [1.2.3]

⑦ 工事日誌

週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。
また、半月ごとに出来高当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。
電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。（1.2.4） [1.2.4]

⑧ 工事写真

工事写真は1版とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。（A4版合紙）
撮影方法は、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。
デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。
なお、実施については、国営建技第14号（令和5年3月1日付）「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。（1.2.4） [1.2.4]

⑨ 下請負者の報告

各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。（1.3.2） [1.3.2]

⑩ 電気保安技術者

適用する（1.3.2） [1.3.2]

⑪ 施工条件

施工日及び施工時間 ※（1.3.3）、[1.3.3]（1）（7）による。

工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ○ 図示

その他の施工条件

○ 資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両（乗用車も含む）が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。

○ 登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。

○ E-03 付近見取図・配置図案仮設計画図参照

⑫ 工事の保険

工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。
保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日以後以降までの期間とする。
※ 金銭的保証方式

13 契約保証

・ 有 ○ 無

⑭ 前払金支出割合区分補正

・ 有 ○ 無

15 交通誘導警備員

交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

項 目 特 記 事 項

②③ 特別な材料の工法

公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。

24 技能士の適用

本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
a) 配管施工（配管工事）
b) 熱絶縁施工（保温工事）
c) 建築板金施工（ダクト製作及び取付）
d) 冷凍空調調和機器施工
（1.5.2） [1.6.2]

②③ 完成時の提出物

公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
機器等はメーカー名、寸法、形式名、品質及び製造番号を記入する。
a) 黒表紙金文字製本（A4版） 1部 ※ 要 ・ 不要
（完成図、官庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。）
b) 完成図2ツ折り製本（A3版） 1部 ・ 要 ○ 不要
c) CADデータ（図面1枚につき1ファイル） 1部 ※ 要 ・ 不要
d) PDFデータ（全図面を1ファイル） 1部 ※ 要 ・ 不要
e) 建築物等の利用に関する説明書（説明書（A4版）、電子データ） 1部 ・ 要 ○ 不要
f) 工具類（ ・ 鋳鉄蓋フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル ・ ）
作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書と内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。（http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html）
完成図面に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設監理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新すること当該説明書の作成に替えることができるものとする。（1.7.3） [1.11.1]

② 取扱説明

完成時の提出図書（建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む）を用いて、施設管理者及び使用者に取扱説明を行う。取扱説明の日程は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。（1.7.3） [1.11.3]

②③ 不当要求等への対応

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）の排除については次による。
a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

②③ 不正軽油の使用の禁止

a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。
不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。
1) 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
2) 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等、水素等）
b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

30 消防計画

工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。

③① 工事用水・電力

構内既存の施設（用水） ○ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない
構内既存の施設（電力） ○ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない
構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)～d)による。
a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。
b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。
c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。
構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)～d)にd)～e)を加える。
d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。
e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。
四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。

③② 仮囲い

※ 別契約工事 ・ 図示

33 砂利地乗

原則として再生クラッシュランを使用する。

34 保護砂

原則として再生砂を使用する。
その場合、六価クロム溶出試験を行い、環境基準に適合すること（0.05mg/l以下）を確認し監督職員に提出すること。

35 埋戻し

※ 掘削良質土 ・ 砕石

36 建設発生土の処理

※ 構外搬出適切処理（搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する）
・ 構内指示の場所に敷き均し
・ 構内指示の場所にたい積
・ 構外指示の場所に処分（搬出調書等を提出する）
受入れ施設名
受入れ場所
構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。
500m3以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。
（https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetuhasseido-hansyutusaki.html）

37 電気主任技術者への報告

電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要な書類図面等の提出について指示に従う。

③③ 工事特性等

受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時まで所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。

工 事 名

高知特別支援学校北東舎トイレ改修電気設備工事

図 面 名 特記仕様書（1）

更新日 2025.04.01

作 図 年 月 日

係

係 長

課長補佐

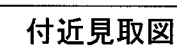
課 長

図 面 番 号

E - 01

高知市 都市建設部 公共建築課

・既存トイレ(北東舎)乾式化に伴う電気設備工事



- ・ 現場着手は令和7年7月19日からとする。
- ・ 撤去作業は令和7年8月31日までとする。
- ・ 登校時間帯 午前8時から午前9時までは工事車両の出入りを禁止する。
下校時間帯 水曜日以外 午後3時から午後3時30分までは工事車両の出入りを禁止する。
- ・ 下校時間帯 水曜日 午後1時50分から午後2時20分までは工事車両の出入りを禁止する。
- ・ 施設を利用しながらの工事となるため、日常的な清掃を行い、作業時間・作業内容・騒音及び振動を伴う作業については施設管理者と協議の上、作業時間等に配慮する事。
- ・ 資材搬入路は、ホール①を利用することができる。
- ・ 校舎内通路を通行する場合は安全に配慮し、工事範囲外の清掃に努め、学校利用を優先すること。



設計	・	記 事	進 有限会社 進設備設計事務所 代表取締役 秋元 進 哉 高知市北金田17-22 北金田へーす 1階E TEL (088) 879-4265	所長	換収	担当	工事名	図面名称	縮尺	高知市 都市建設部 公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
訂正	・						E-03								
	・														

 L	埋込スイッチ IP15A×1 + IP4A (PL付) ×1 新金プレート共
	換気扇 (本体取外：別途工事、電源離線：本工事)
 ET	埋込コンセント 2P15A×1 ET付 新金プレート共
 ET	埋込コンセント 2P15A×1 ET付 タタノール用露出ボックス1個用付 新金プレート共
	呼出表示装置 呼出ボタン
	呼出表示装置 ボザー
	IV 1.6×2 (PF16)
	IV 1.6×3 (PF16)
	VVF 2.0-3C 天井コブシ
	EM-EFF 2.0-3C 天井コブシ
 (MMA)	タタノール型で保護 天井立上げ部タタノール型用コーナーボックス共

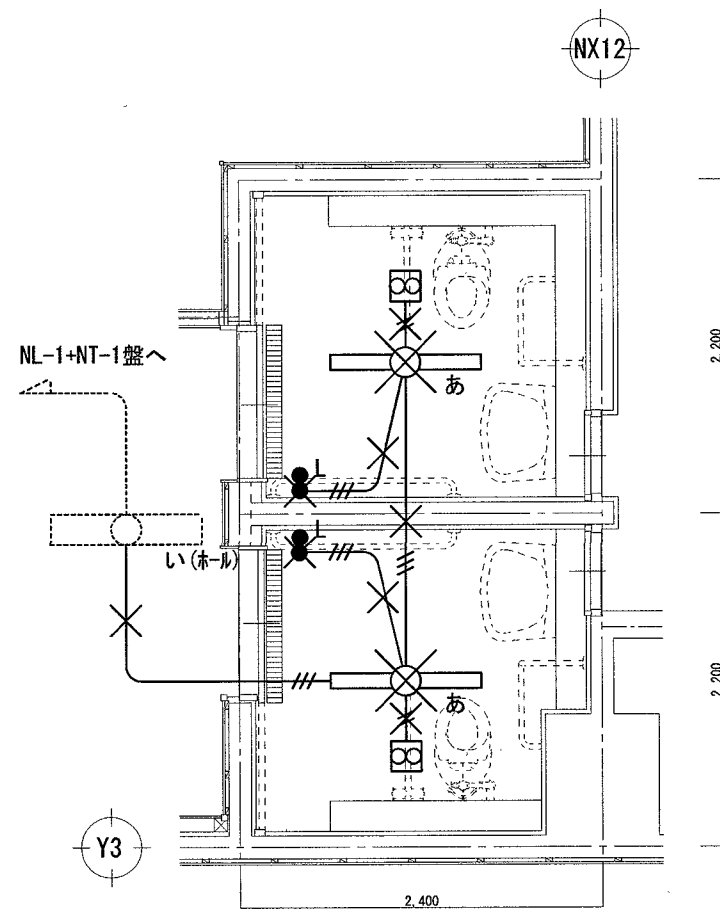
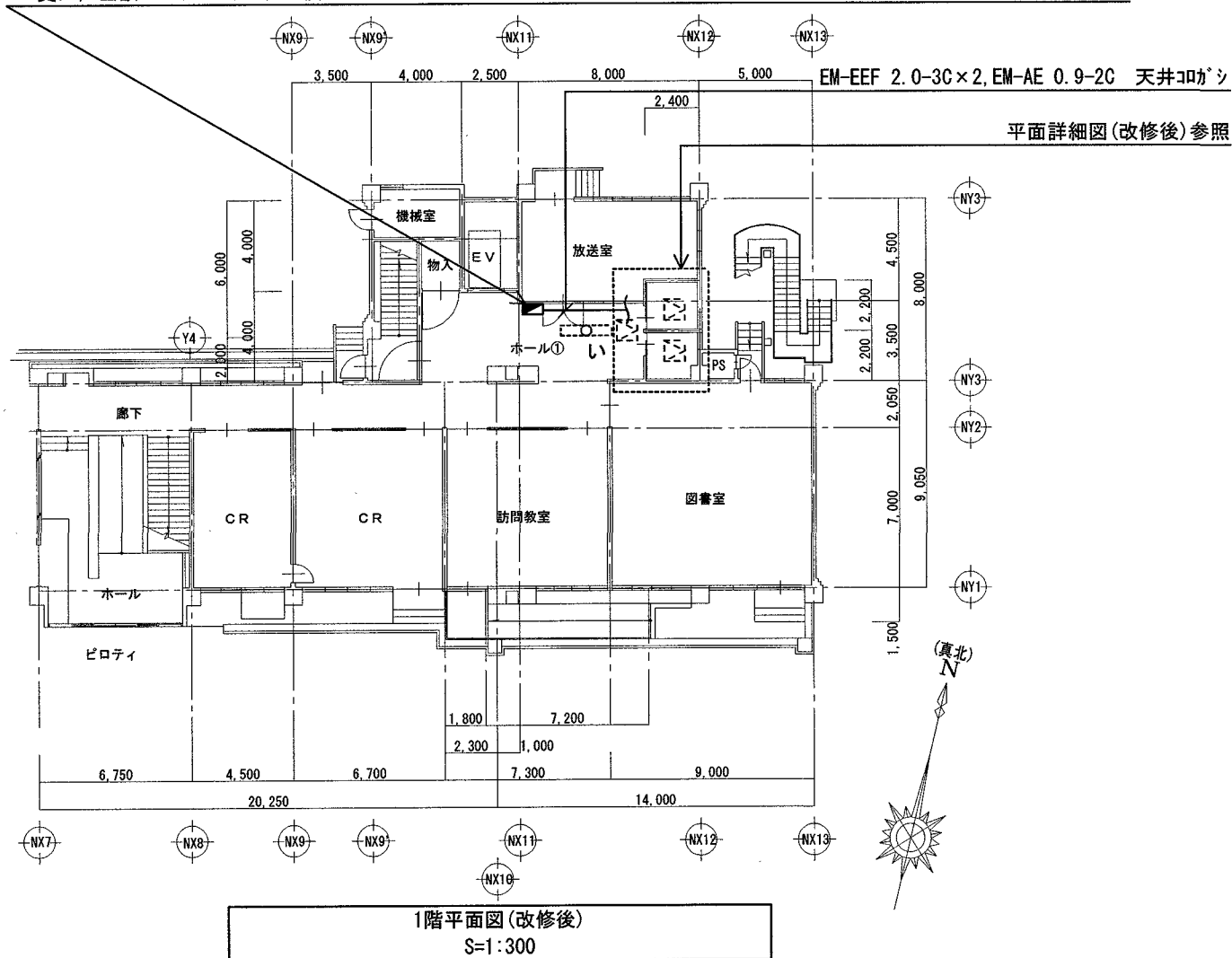
	LEDサウナイト
	熱線自動スイッチ用センサー (天井付) 親機 照明換気扇運動
	操作ユニット2回路 マルモール用露出ボックス1個用付 新金プレート共
	換気扇 (本体取付: 別途工事, 電源接続: 本工事)
	埋込コンセント 2P15A×1 EET付 新金プレート共
	埋込コンセント 2P15A×2 EET付 新金プレート共
	埋込コンセント 2P15A×1 EET付 マルモール用露出ボックス1個用付 新金プレート共
	マルモール用露出ボックス1個用
	アクトレットボックス 102口x54
	呼出表示装置 呼出ボタン(点字付) マルモール用露出ボックス1個用付
	呼出表示装置 プラザ及び復旧タイプ呼出表示器 埋込形2窓用 マルモール用露出ボックス3個用付
	天井点検口 450口 (別途工事で設置)
	天井点検口 450口 (本工事で設置)

<u>F2</u>	EM-EEF 1.6-2C	天井コウカシ
<u> </u>	EM-EEF 1.6-3C	天井コウカシ
<u>F6</u>	EM-EEF 1.6-3C×2	天井コウカシ
<u>2F3</u>	EM-EEF 2.0-3C	天井コウカシ
<u>// AE</u>	EM-AE 0.9-2C	天井コウカシ
<u>// AE</u>	EM-AE 0.9-2C×2	天井コウカシ
<u>—E (MMA)</u>	マルチA型で保護 天井立下げ部・面台立上げ部マルチA型用コーナークス共	
<u>—E (MMB)</u>	マルチB型で保護 天井立下げ部・面台立上げ部マルチB型用コーナークス共	
<u>—C</u>	空配管PF管(16) (ただし露出箇所はマルチA型 天井立下げ部・面台立上げ部マルチA型用コーナークス共)	
<u> </u>	既設	

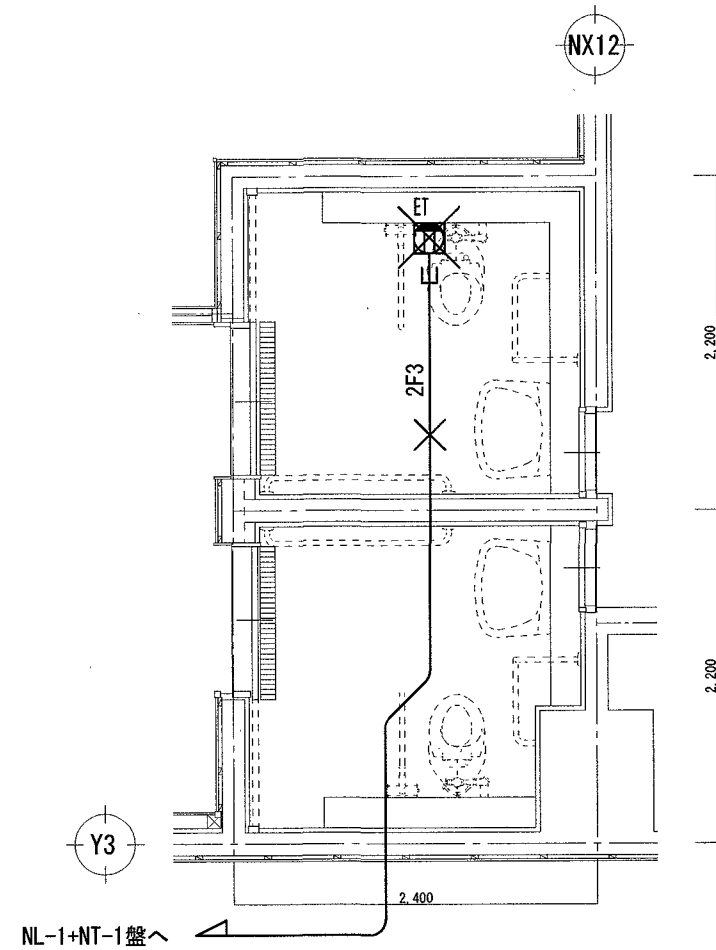
- ×印は撤去を表し，★印は取外し再取付けを表す。
- 特に断りがない限り，壁内新設ケーブルについてはPF22で保護する。

また、盤内に露出コンセントを増設し、その電源は既存「トイレコンセント」回路(MCCB 2P2E20A)とする。

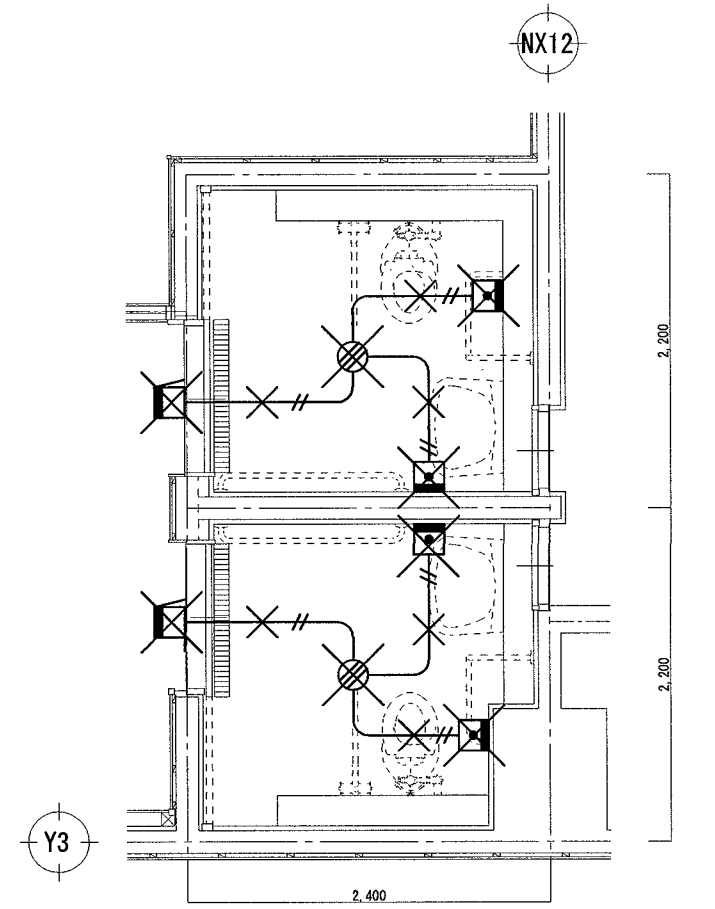
更に、当該コンセントに「プー」及び復旧「タ」付呼出表示器の電源「タ」付「タ」を接続し、当該電源「タ」付「タ」にEM-AE 0.9-2Cを接続する。



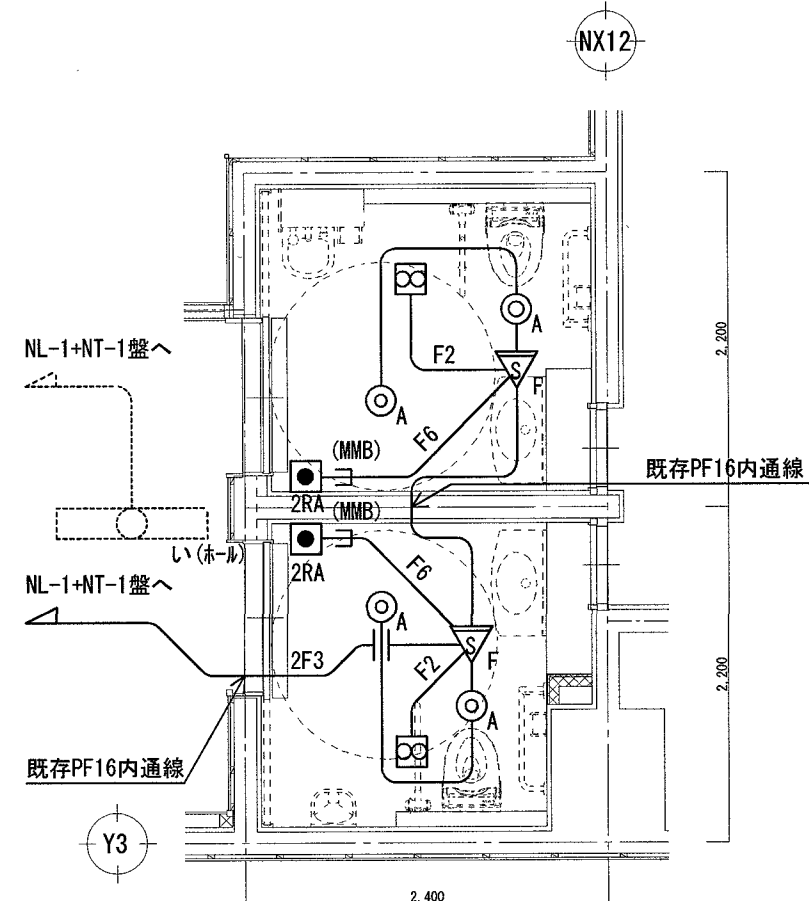
1階トイレ電灯設備平面詳細図(改修前)
S=1:50



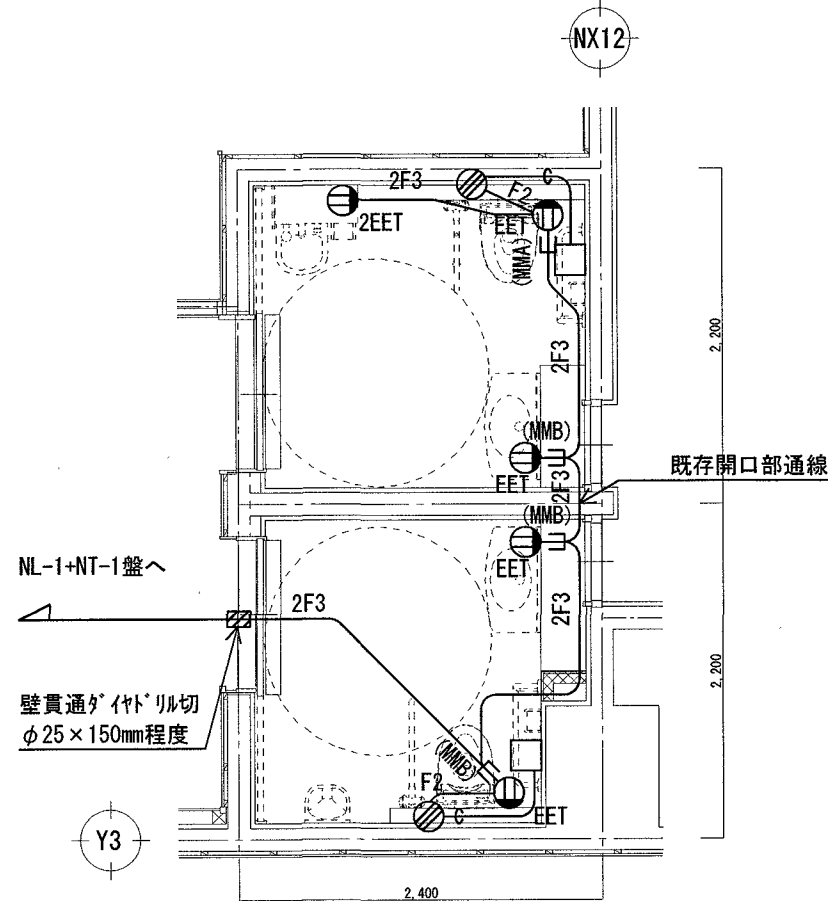
1階トイレコンセント設備平面詳細図(改修前)
S=1:50



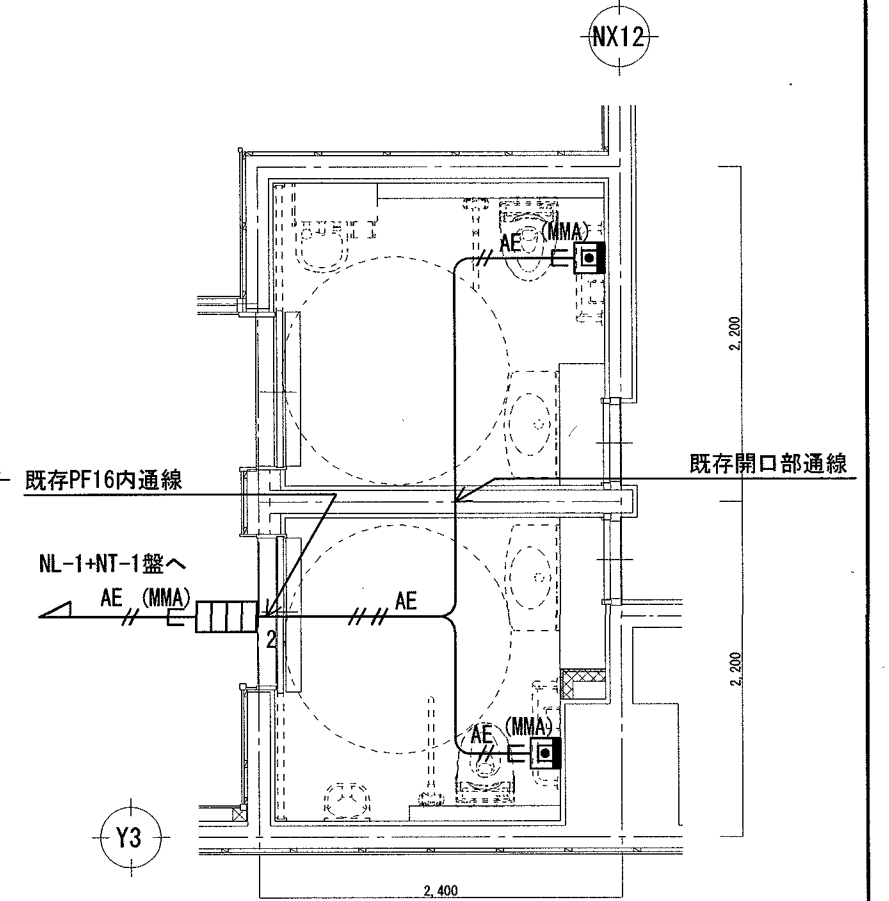
1階トハ弱電設備平面詳細図(改修前)
S=1:50



1階トイ電灯設備平面詳細図(改修後)
S=1:50

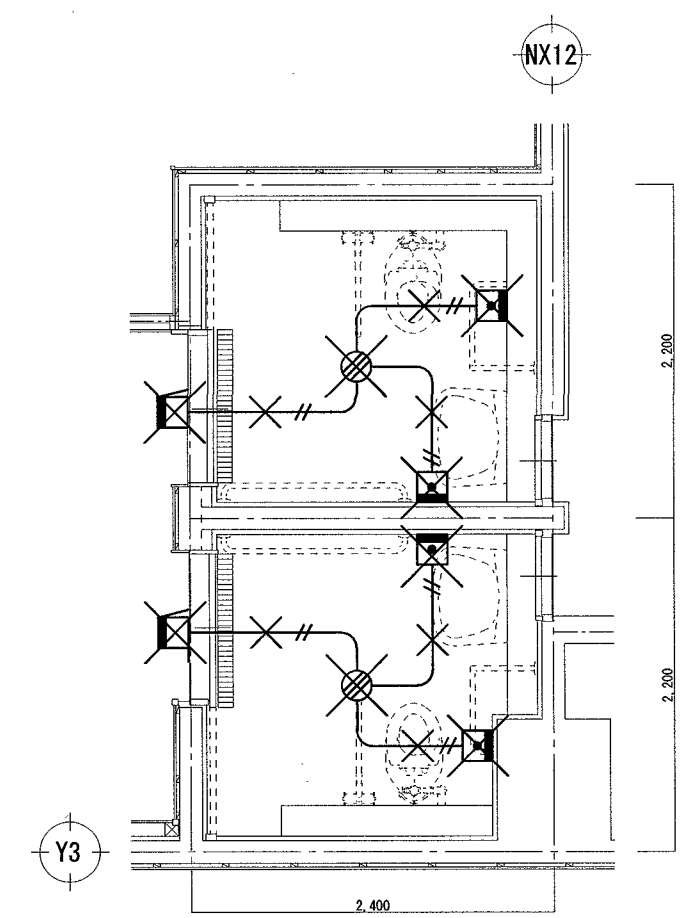
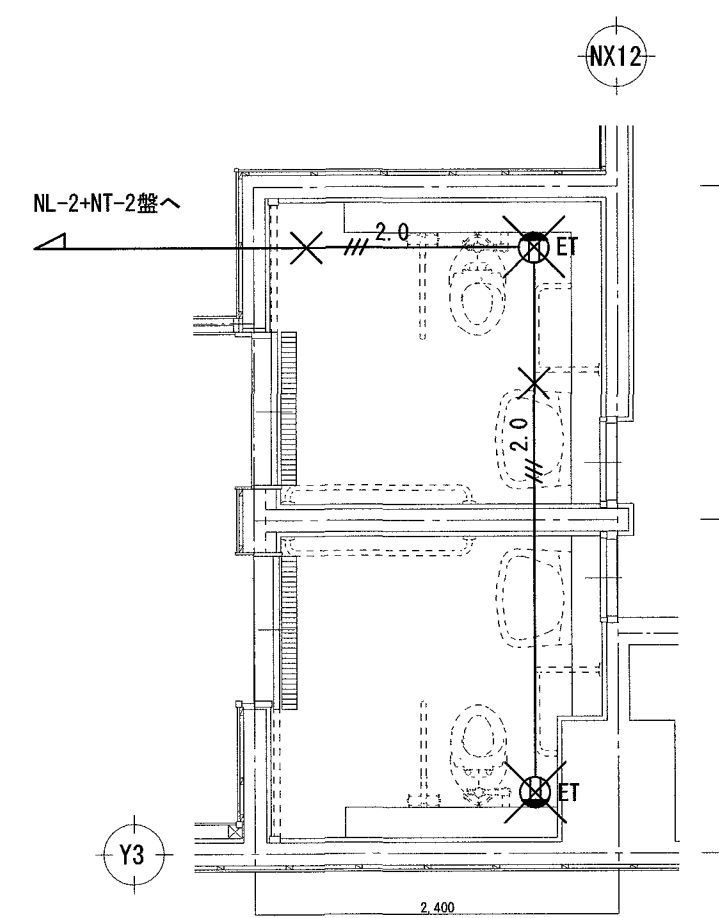
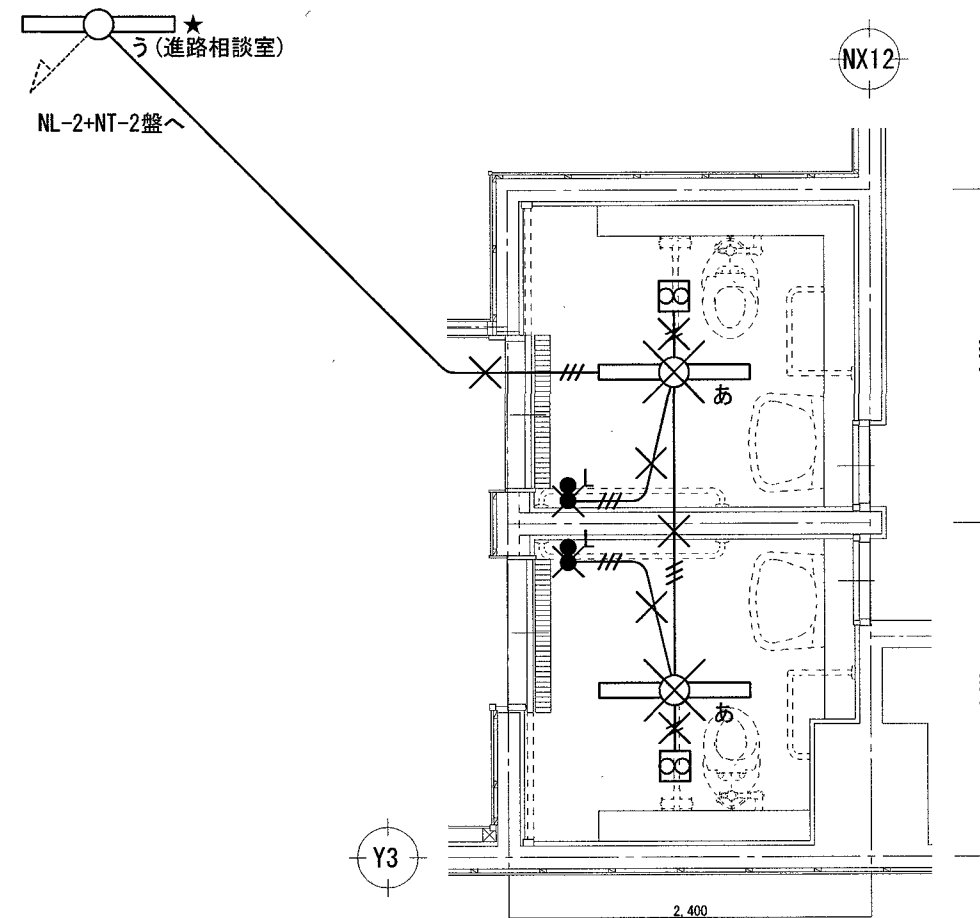


1階トイレコンセント設備平面詳細図(改修後)
S=1:50

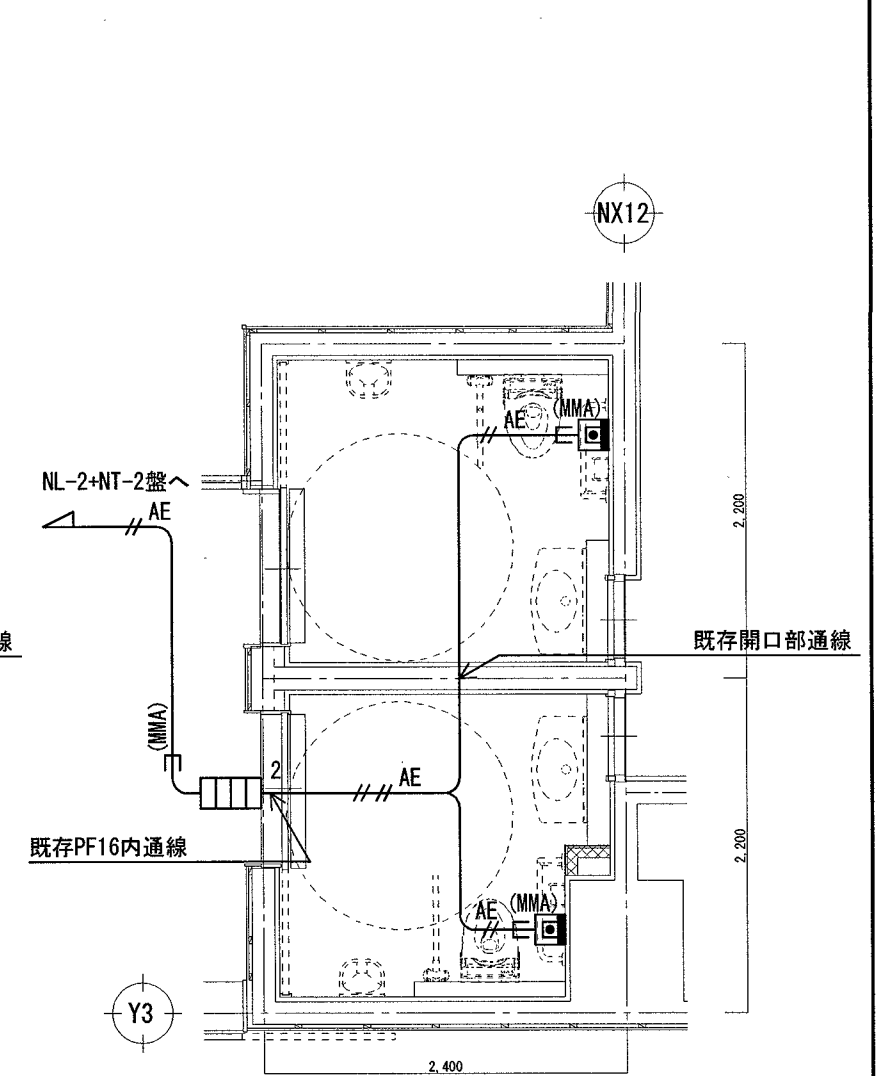
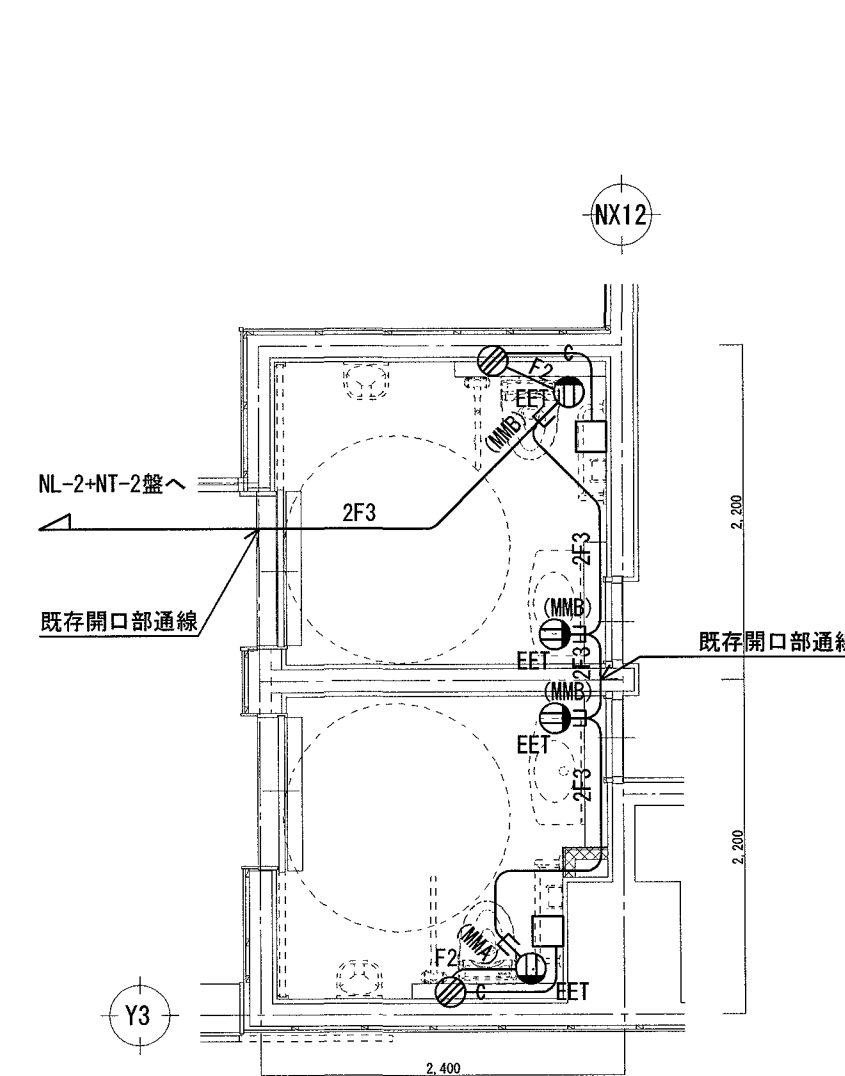
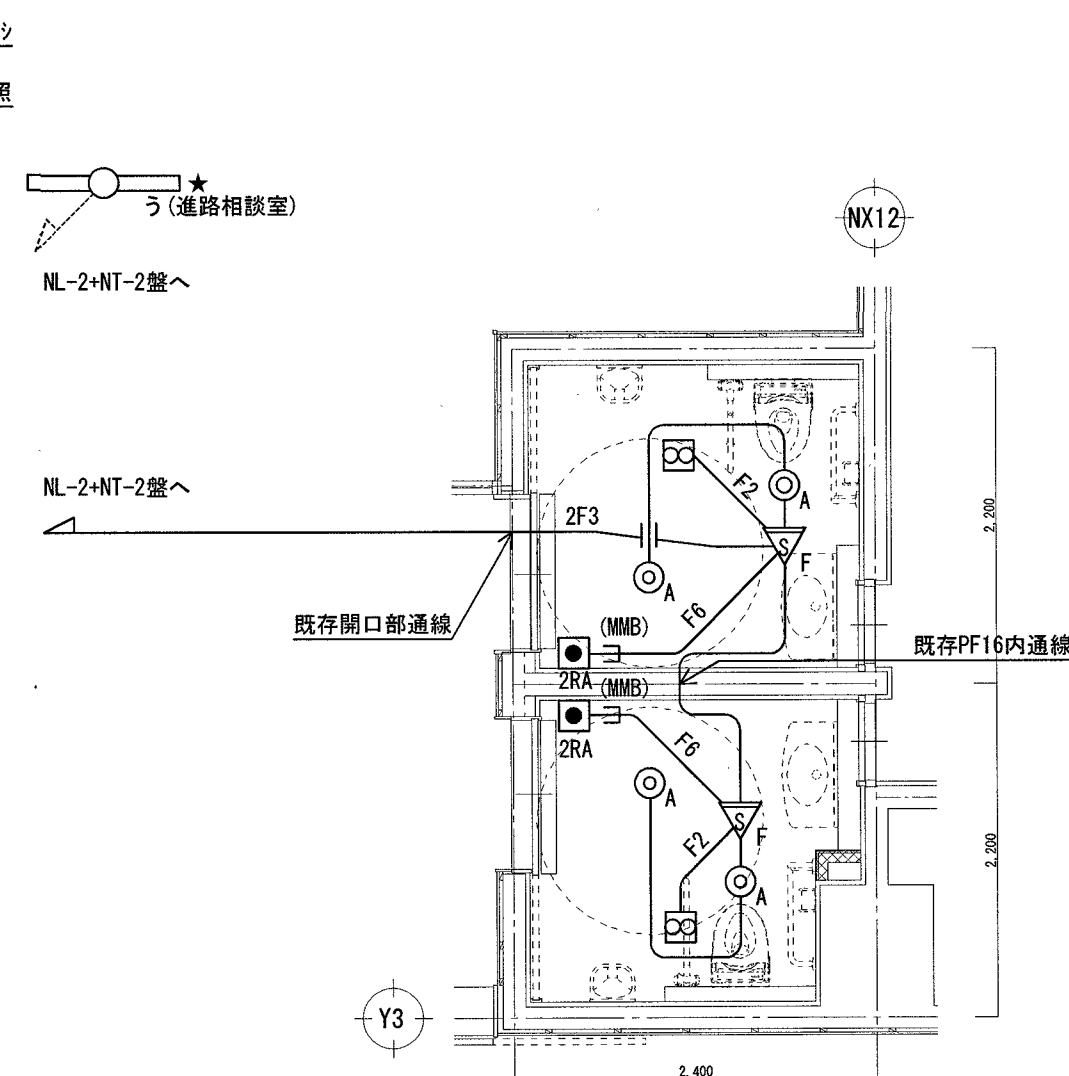


1階トル弱電設備平面詳細図(改修後)
S=1:50

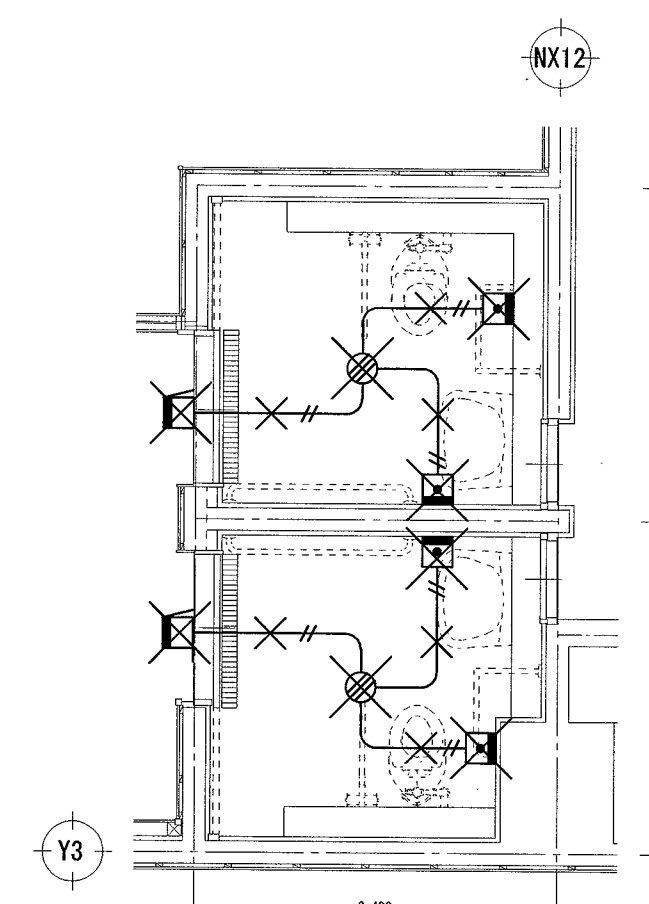
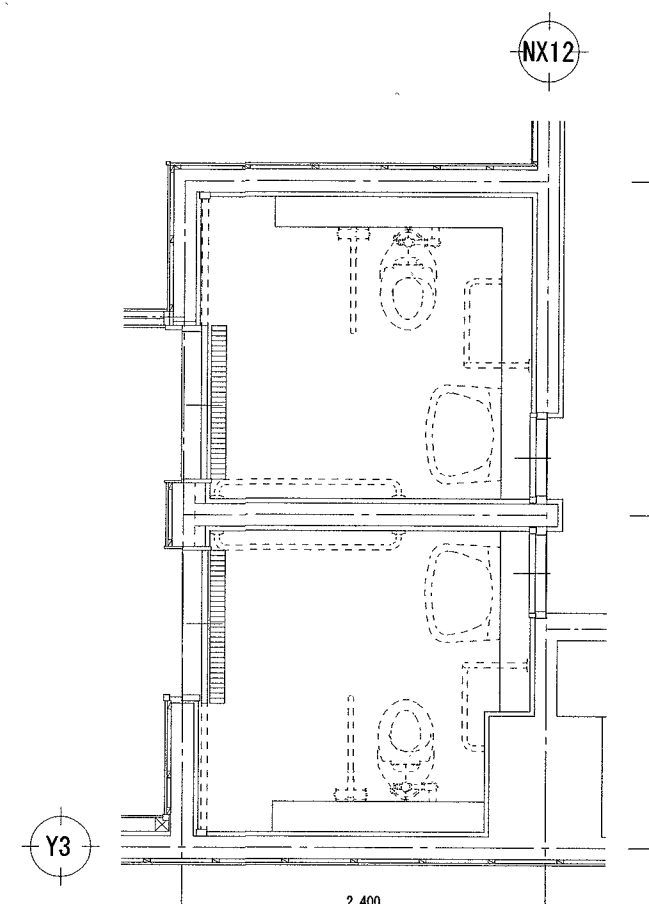
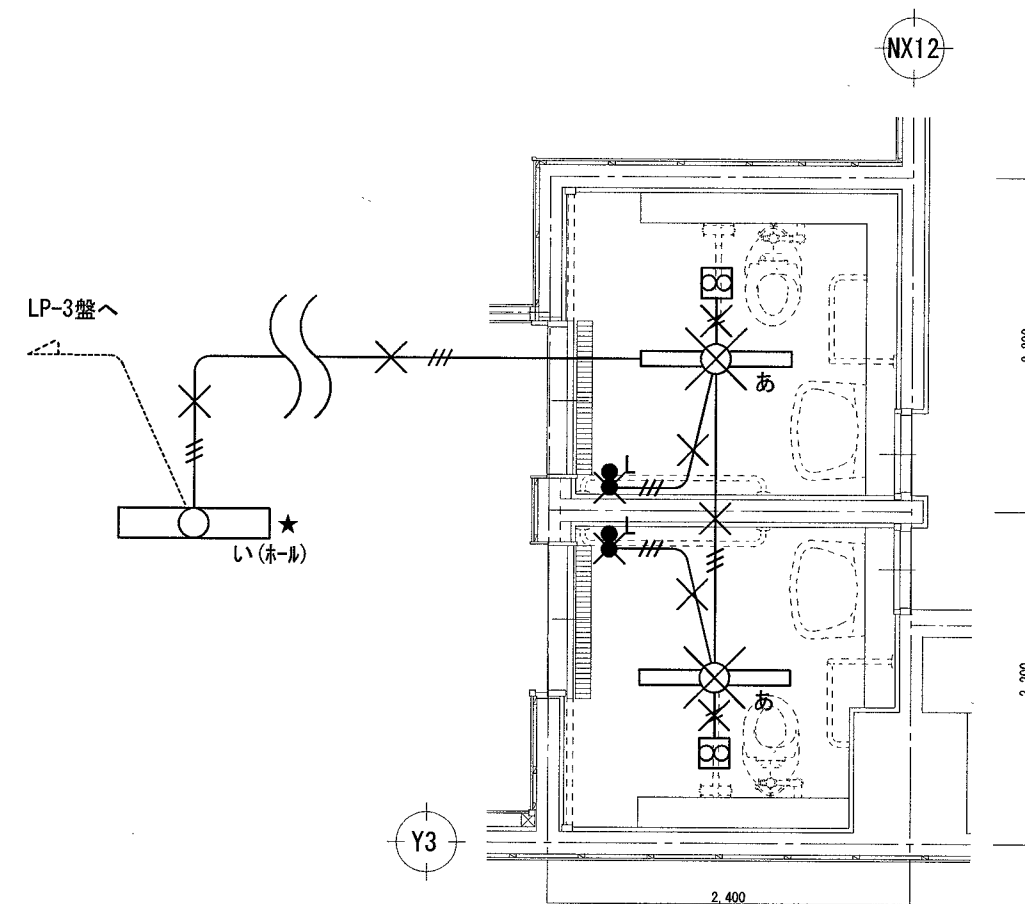
設計	・	・	記	 有限会社 進設備設計事務所 代表取締役 秋元 進 哉 高知市北金田17-22 北金田ベ-ス 1階E TEL (088)879-4265	所長	検収	担当	工事名	図面名称	縮尺	高知市 都市建設部 公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
訂正	・	・						高知特別支援学校北東舎トイレ改修電気設備工事	凡例・1階平面図(改修前・改修後)	1/300					E-04	
	・	・			事					1/50						



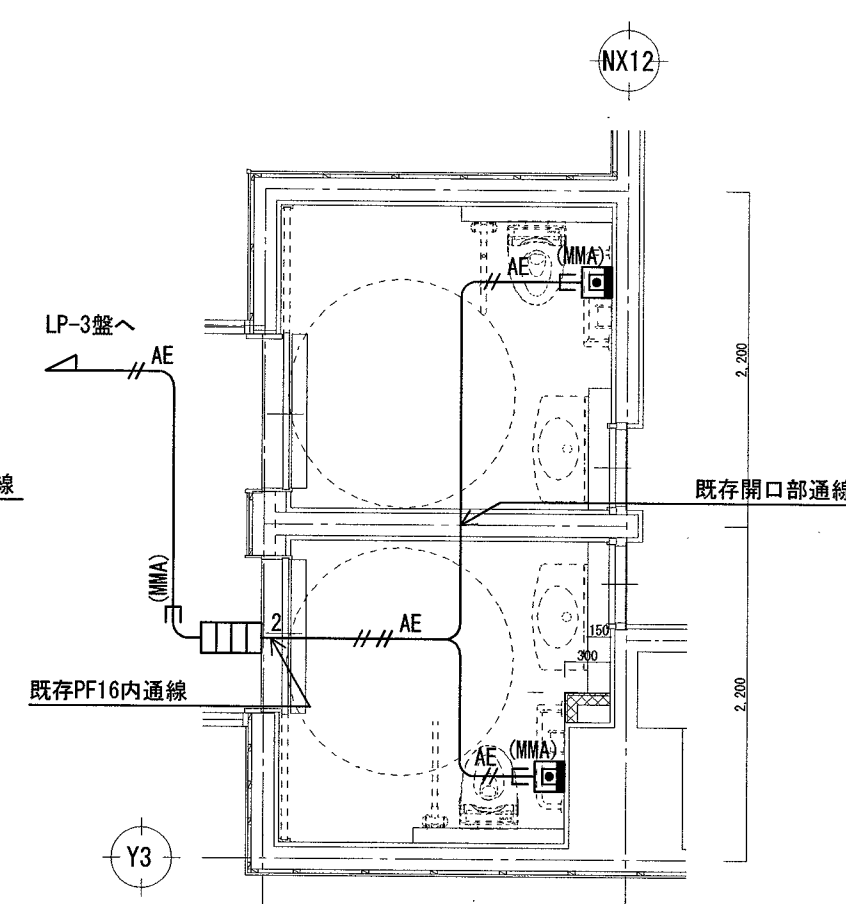
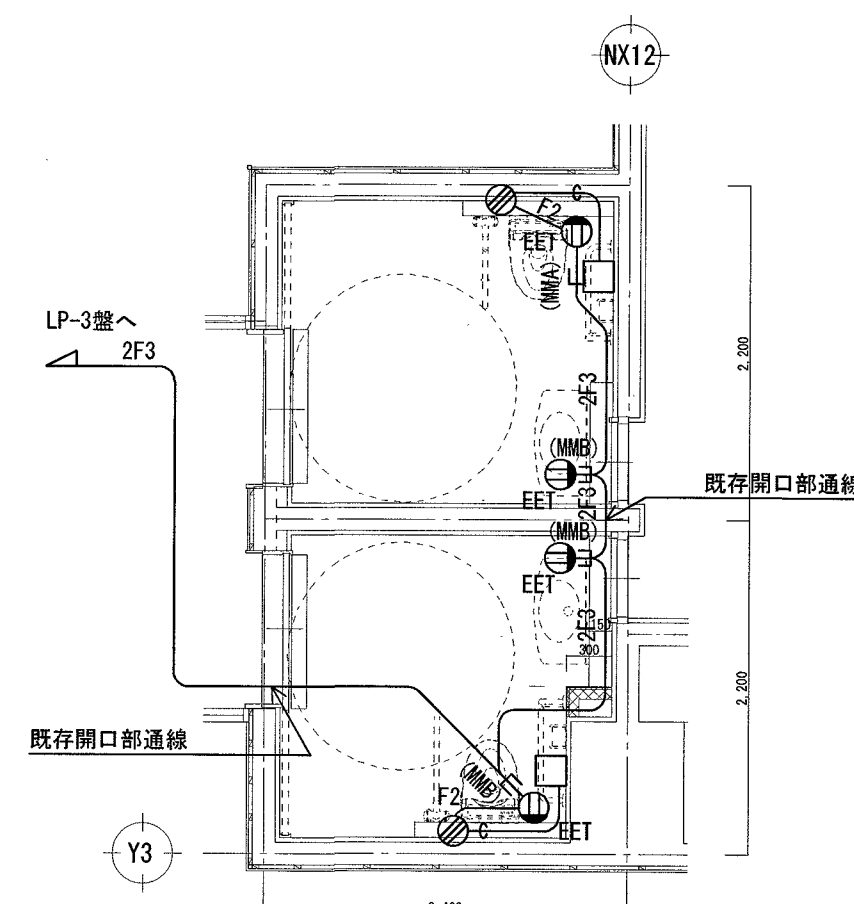
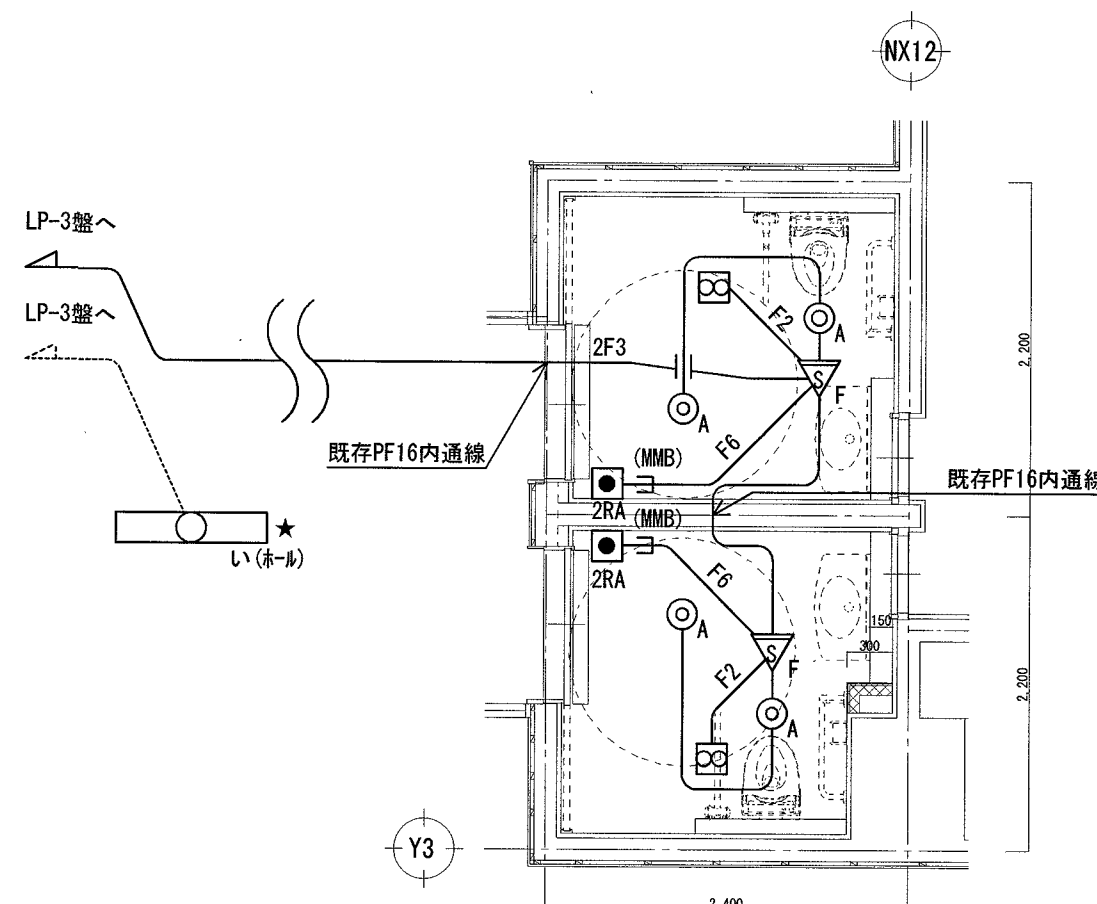
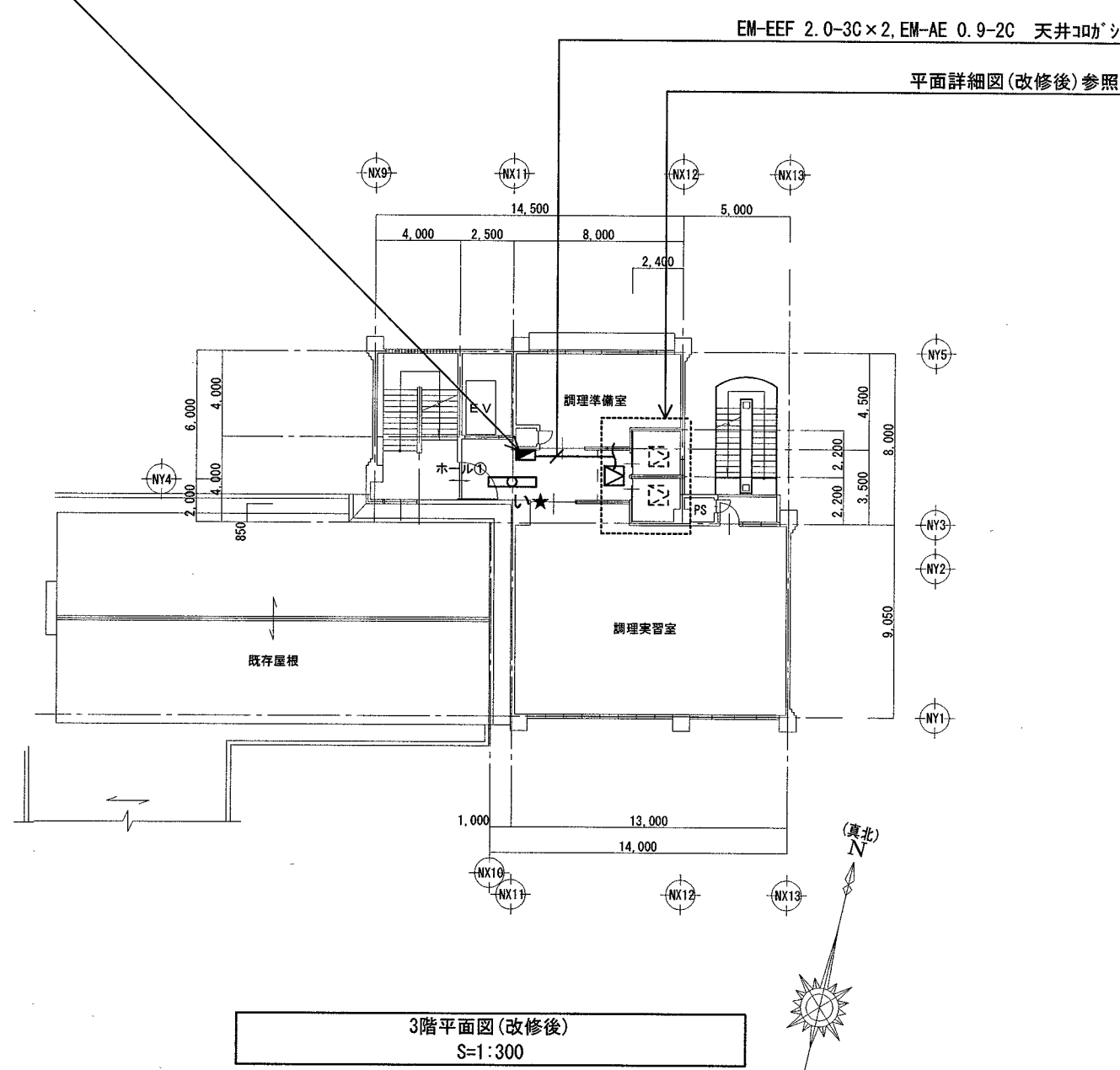
NL-2+NT-2盤(既存)の予備回路(MCCB 2P2E20A)2個にそれぞれEM-EEF 2.0-3Cを接続する。
また、盤内に露出コンセントを増設し、その電源はコンセント回路となるEM-EEF 2.0-3Cを接続した回路とする。
更に、当該コンセントに「ブザー」及び「復旧ボタン」付呼出表示器の電源「ブザー」を接続し、当該電源「ブザー」にEM-AE 0.9-2Cを接続する。



設 計	・	・	記 事	進 有限会社 進設備設計事務所 代表取締役 秋 元 進 哉 高知市北金田17-22 北金田ベ-ス 1階E TEL (088) 879-4265	所 長	検 収	担 当	工 事 名	図 面 名 称	縮 尺	高知市 都市建設部 公共建築課	係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号	
訂 正	・	・						高知特別支援学校北東舎トイレ改修電気設備工事	2階平面図(改修前・改修後)	1/300							E-05
	・	・								1/50							



LP-3盤(既存)にMCCB(2P50AOF20AT(1Pサイズ))を2個増設し、それぞれにEM-EEF 2.0-3Cを接続する。
また、盤内に露出コネクタを増設し、その電源はコネクタ回路となるEM-EEF 2.0-3Cを接続した回路とする。
更に、当該コネクタに「ブザー及び復旧」の付呼出表示器の電源「ブザー」を接続し、当該電源「ブザー」にEM-AE 0.9-2Cを接続する。



設計	・	・	記 事	進 有限会社 進設備設計事務所 代表取締役 秋 元 進 哉 高知市北金田17-22 北金田へゝス 1階E TEL (088) 879-4265	所長	検収	担当	工事名	図面名称	縮尺	高知市 都市建設部 公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
訂正	・	・						高知特別支援学校北東舎トイレ改修電気設備工事	3階平面図(改修前・改修後)	1/300					E-06	
	・	・								1/50						